

バックエンド部会規約

平成28年5月24日 第8回理事会承認

(目的)

第1条 本規約は、組織規程(0103)第5条ならびに部会規程(1002)に基づき設置するバックエンド部会の組織・運営について定めることを目的とする。バックエンド部会(以下、「部会」という)は、原子力利用に伴う放射性廃棄物の処理・処分、貯蔵、輸送、廃止措置、クリアランス、環境修復、環境管理、除染等バックエンド領域に関連しておこなわれる様々な専門分野の研究活動を支援し、その発展に貢献することを目的とし、設置する。

(運営)

第2条 部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

- 第3条 部会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。
- (1) 部会の活動や研究関連の情報を提供するための部会報を随時発行する。
- (2) 研究会, セミナー, 講演会, 講習会, 見学会等を適宜開催する。
- (3) 論文集, 資料集, 教科書等を編纂し, 適宜発行する。
- (4) バックエンド領域に関する理解の促進のため、必要に応じて、研究、調査および評価等の ためのワーキンググループ等を組織し、研究者間の交流と関連分野の研究活動を活性化す る。
- (5) 部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等と積極的に交流する。
- (6) 他部会と協力して、部会にかかわる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ、研究会等を共催する。
- (7) 必要に応じて、バックエンド領域に関する事項について社会に対して情報を発信する。
- (8) その他, 適切な事業を随時, 実施する。

(会員資格)

- 第4条 正会員および学生会員は部会員となる資格を有する。
- 2 一般社団法人日本原子力学会の賛助会員は、部会の活動ごとにその出資に応じた人数分を登録でき、その登録者は、その活動に限って部会員と同等の資格を有するものとする。

(部会費)

第5条 部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、会員管理規約(0000-06)にしたがって部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に

申し出る。

(運営組織)

- 第6条 部会の運営は、部会長1名、副部会長および運営委員若干名からなる運営小委員会がお こなう。
- 2 部会長、副部会長および運営小委員会の委員は部会員の直接選挙で選ばれる。運営委員の選挙にあたって、部会長の指名する選挙管理小委員会を設ける。
- 3 部会長,副部会長の任期は4月から翌年の3月までの1年間とする。運営委員の任期は4月 から翌々年の3月までの2年間とする。ただし再任は妨げない。
- 第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。
- 2 各委員は、部会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(部会全体会議)

- 第8条 部会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。
- (1)活動計画および予算
- (2)活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他, 重要な事項

(運営費)

- 第9条 部会は、部会配布金、事業収入、賛助金をもって運営することを基本とする。
- 2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始にあたっては、企画委員会での審議を必要と する。また、外部入金の定率を本部管理費として日本原子力学会に収める。
- 第10条 運営費の予算,決算については、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事 会の承認を得る。

(改定)

第11条 本規約の改定は、バックエンド部会運営小委員会が起案し、バックエンド部会全体会議 の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規則)

第12条 本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附則

- 1 平成22年10月1日 第512回理事会改定,同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 昭和59年5月21日 第263回理事会,研究連絡会決定

- ② 平成5年10月 研究部会移行
- ③ 平成9年5月 名称変更
- ④ 平成22年3月27日 改定
- ⑤ 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会改定
- ⑥ 平成27年9月10日 第43回バックエンド部会全体会議起案,平成27年12月14日 第2回部会等運営委員会承認,平成28年1月26日 第6回理事会承認
- ⑦ 平成28年3月27日 第44回バックエンド部会全体会議承認,平成28年4月15日 部会等運営委員会メール報告,平成28年5月24日 第8回理事会承認

附則

- 1 平成27年9月10日起案の規約は、理事会承認日から施行する。
- 2 平成28年5月24日承認の規約は、理事会承認の日から施行する。